



# 南部町

# ヒューマンプラン



平成17年 3月

南部町・南部町男女共同参画推進委員会

# ごあいさつ

早いもので、新南部町が発足して2年が経ち、この間、町は議会並びに町民の皆様と手を携えて新しい町づくりを進めてまいりました。

町づくりは、着実に進んでいるところでありますが社会情勢の変化に伴い、本町も様々な課題を抱えております。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応することが緊急な課題となっており、このため男女を問わず個人がその能力と個性を十分に発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が本町をはじめ全国的に急務とされています。

すでに国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題と位置づけ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定しております。

また、県においても、平成14年に「山梨県男女共同参画計画」及び「山梨県男女共同参画推進条例」が制定されております。

本町においては、平成15年7月に男女18人からなる「南部町男女共同参画推進委員会」を設置し、審議を重ね、平成16年7月には男女共同参画プランである「南部町ヒューマンプラン」を策定しました。

その後、プランに基づき男女共同参画推進条例案を推進委員会が中心となり策定し、平成17年3月議会において可決、制定されました。

本プランは、本町の男女共同参画が進展し、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個人の多様な価値観を認め、家庭、職場、地域において男女がいきいきと活躍できる社会が創造されることをめざしています。

今後、町はプランに基づき男女共同参画社会の実現に向けて施策を進めてまいります。その進展は町民一人ひとりの意識と行動に深くかかわっています。町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

最後になりますが、プラン及び条例の策定に熱心に取り組んでいただきました推進委員の皆様並びにご協力をいただきました関係機関に対し深く感謝申し上げます。

平成17年3月

南部町長 小沢 介三

# 1

## 基本目標 男女共同参画をめざす意識づくりと人権の尊重

### 重点目標

①男女平等をめざす人権意識の高揚

(1)個人の尊重と男女平等をめぐる人々の人権意識の向上と普及

・慣習や慣行を是正するための講演会、講座、標語づくり等を行います

(2)男女の固定的役割分担意識の改革

・男女の固定的な役割分担の見直しをしよう

(3)メディアにおける女性の人権の尊重

・広報等、性別に基づく固定観念にとらわれない表現にします

②社会慣行の見直し

(1)地域及び家庭における慣習の見直し

・冠婚葬祭と地域行事における慣習の改善をしよう

・家事や育児、介護を男性も分担しよう

・社会活動の役職に女性も登用しよう

(2)職場における慣行の見直し

・各職場で問題意識を持ち改善しよう

③平等教育の推進

(1)学校教育等における男女平等教育の推進

・男女の区別なく個性を伸ばす教育を進めます

(2)生涯学習における男女平等教育の推進

・生涯にわたる学習の機会と条件の整備を行います

(3)家庭内における男女平等教育の推進

・家庭教育の重要性を認識し、学習を進めます

④男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)配偶者・パートナー等からの暴力の根絶

・関係機関と連携し相談に応じ、被害者を支援します

(2)セクシャル・ハラスメントの防止対策の推進

・事業主等の認識を高め防止対策の徹底を啓発します

# 2

## 基本目標 互いに支えあう社会づくり

### 重点目標

①政策・方針決定の場への女性参画の促進

(1)町政への女性の参画

・各種審議会委員会等への登用を進めます

(2)女性職員の管理職への登用

・登用を進めます

(3)女性の人材育成

・女性の人材育成のための講座、研修会を開催します

(4)女性起業家への支援

・起業を目指す女性の支援体制を整備します

②地域社会への共同参画の推進

(1)地域社会活動への男女共同参画の促進

・自己開発のための講座等に積極的に参加しよう

③国際交流の推進

(1)国際交流、国際協力活動等への参画推進

・国際友好や平和の意識の高揚を図ります

・外国人の相談窓口を設け積極的に対応します

(2)国際理解教育の推進

・異文化を理解するために学習会、交流会を開催します

・国際交流の組織づくりを支援します

# 3

## 基本目標 潤いある住みよい町づくり

### 重点目標

①地域交流を活用したネットワークの推進

(1)生涯学習の充実を図る

・交流市町との文化交流を密にし町の発展に寄与します

・社会教育専門員の指導者の育成に努めます

・ボランティア学習の充実を図ります

②文化の香り豊かな町づくり

(1)優秀な芸術に触れる機会の場をつくり、多様な文化活動の推進を図る

・伝統行事や年中行事の継承に努めます

・郷土遺産を守り歴史の継承を図ります

③自然や生活環境を大切にする町づくり

(1)水と緑の共生を図る

・豊かな自然景観の保護に努めます

・ゴミの減量化や資源の再利用を進めます

# 4

## 基本目標 ゆとりある労働条件づくり

重点目標

### ①男女雇用平等の推進

(1)男女雇用機会均等法の周知と履行の推進

- ・男女の均等な機会及び待遇の確保をするために、「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図ります
- ・事業主等に対し、継続雇用や再雇用の普及促進、高齢者や障害者に対する職域の確保などの啓発指導を行います

(2)職業相談及び情報提供の拡充

- ・就業ニーズの多様化に対し、職業相談、職業情報の提供等の充実を図ります

(3)職場内における女性能力発揮のための推進

- ・事業主等に対し、男女の区別なくその能力が十分に発揮できる雇用環境の整備を啓発します

(4)母性健康管理対策の推進

- ・妊娠や出産を理由とし、不利益な事が無いよう事業主に対し望ましい雇用管理の在り方や環境整備について啓発を図ります

### ②生活を尊重した労働条件と環境整備

(1)育児や家族の介護を行う労働者が働きやすい環境整備

- ・保育施設の充実を図り、安心して育てられる環境を整備します
- ・育児、介護休暇やフレックスタイムなどの制度の周知や普及を図ります

(2)労働時間短縮の促進

- ・労働者が仕事と家庭の両立だけでなく地域の活動に参加できるよう、時間外労働の短縮を事業主等に啓発します

### ③自営の農林業・商工業等における女性の就業環境の整備

(1)パートナーシップの確立への支援

- ・女性が、対等な立場のパートナーであることを周知します
- ・男女が能力を生かし、働きに応じた収益の配分、資産の形成、就業条件の整備などのルール作りを促進します

(2)自営業者間の交流とネットワークづくり

- ・農業協同組合、森林組合、商工会などを通しての同業者、異業者間のネットワークと交流の場づくりを働きかけます

(3)家内労働者の労働条件の改善

- ・家族経営の中で女性の労働に対し適切な経済的評価がされるよう指導助言を行います
- ・自営業従事者が健康で快適に働けるよう、労働時間や休業日の設定等労働環境の整備を働きかけます

# 5

## 基本目標 健康で安心して暮らせる環境づくり

重点目標

### ①子育て支援策の充実

(1)地域子育てセンターの充実とネットワークづくり

- ・乳幼児の一時預かりサービスの充実を図ります
- ・子育て中の親子が集まる「集いの場」の充実を図ります
- ・児童館の完備を図ります
- ・ファミリーサポートセンターの設置を進めます
- ・子育てに対する相談支援体制の整備を図ります
- ・子育てサポーターの育成を進めます

(2)延長保育の充実

- ・子育ての多様なニーズに配慮し保育所における早朝、夜間の延長保育に取り組みます

(3)障害児保育の充実

- ・あらゆる面での障害児の受け入れと介助員の確保を図ります

(4)子どもへの虐待・暴力的行為の根絶

- ・各機関との連携を密にし早期発見に努めます

### ②高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

(1)高齢者・障害者の社会参画への機会の提供

- ・生活を活性化させる活動への参加を推進します
- ・ボランティア活動を通して社会参加を推進します
- ・障害者小規模作業所の活性化を図ります
- ・余暇活動の充実を図ります

(2)高齢者や障害者を支える地域のケアシステム及びネットワークづくり

- ・介護体制の充実を図ります
- ・ホームヘルパーの人材の確保を図ります

(3)福祉施設の整備拡充

- ・特別養護老人ホームや痴呆性老人グループホーム等の介護関連施設の拡充を図ります
- ・障害者福祉施設の整備拡充を図ります

### ③心と体の健康保持と増進

(1)幼年期、成人期、高齢期の健康づくり支援

- ・地域におけるスポーツとスポーツサークルの振興を図ります
- ・生涯にわたるスポーツの推進を図ります

(2)地域医療体制の拡充

- ・定期総合健診を推進します

(3)プロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発と支援

- ・学校や地域における性教育、健康教育を推進します
- ・夫婦が健康な乳幼児を持つためのヘルスケアサービスを行います

# 南部町男女共同参画推進条例

平成17年3月25日制定

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第9条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策 （第10条－第16条）

### 第3章 男女共同参画審議会（第17条）

### 第4章 補則（第18条）

### 附則

すべての人は、法の下に平等である。

南部町は、平成16年7月に「南部町ヒューマンプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。

水と緑あふれる自然環境の整ったわが町にも、性別による固定的、差別的な役割分担意識やそれに基づいた社会慣行など男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。

こうした中、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展に的確に対応するとともに、創造と共生の理念のもと、調和のとれた豊かな社会を築き、発展するためには、男女が対等な立場から、すべての分野に参画し、個々の価値観に基づいた男女共同参画社会を創造するために、互いに歩むことが大切である。

このような観点に立ち、私たちは男女共同参画社会の実現を目指し、南部町、南部町民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び教育に携わるものの責務を明らかにするとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する施策を定め、全ての人が性別に関わりなく人格を尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる町づくりを実現することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかが一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

**第3条** 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受け

ないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的人権が尊重されなければならない

- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努め、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動に影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない
- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、社会生活における活動に参加することができるようにしなければならない
- (4) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない

### （町の責務）

**第4条** 町は基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、町民、事業者、教育に携わるもの、国及び地方公共団体と相互の連携と協力を図るよう努めなければならない。
- 3 町は、町民、事業者及び教育に携わるものの男女共同参画に関する理解が深まるよう啓発活動や学習の機会などを提供するものとする。
- 4 町は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

### （町民の責務）

**第5条** 町民は、基本理念に基づいて、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念に基づき、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は基本理念に基づき、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は基本理念に基づき、雇用する男女が、職業、家庭生活を両立できるよう環境の整備に努めなければならない。

### （自営の農林業、商業等における責務）

**第7条** 自営業者は、基本理念に基づいて、男女が、経営における役割が適正に評価されるとともに、自らの意志によって経営に当たり、これらに関する活動に共同参画する機会を確保するための就業環境促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （教育に携わるものの責務）

**第8条** 家庭教育、学校教育、職場教育、社会教育、その他のあらゆる場面において教育に携わるものは、基本理念に基づき、男女共同参画の重要

性について理解を深める教育を行うよう努めなければならない。

#### (男女共同参画の推進を阻害する要因の解消)

第9条 何人も、男女共同参画の推進を阻害する次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 個人の生活環境を害する性的な言動及び性的行動により、個人に不利益を与えること。
- (2) 配偶者または過去において配偶者であったものに対して、身体的苦痛または著しい精神的苦痛を与えること。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

### (基本計画)

第10条 町は、男女共同参画推進施策を総合的に実施するため、基本的な計画を策定するものとする。

- 2 町長は、基本計画の策定に当たっては、南部町男女共同参画審議会の意見を聴き、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、計画を定めるときは、速やかに公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (推進方針)

第11条 町は、男女共同参画を推進するため、町、町民、事業者及び教育に携わるものが互いに協働して効果的な促進を図るよう努めるものとする。

- 2 町は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整し、及び実施するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

### (情報提供及び広報活動)

第12条 町は、男女共同参画の推進について、町民、事業者及び教育に携わるものの理解を深めるために、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

### (調査研究)

第13条 町は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため必要な調査及び研究を行うものとする。

### (家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第14条 町は、男女がともに家庭生活と職業生活その他の社会における活動が両立できるように、子育て、家族の介護、その他家庭生活における活動について支援に努めるものとする。

### (苦情及び相談への対応)

第15条 町は、町民、事業者及び教育に携わるものからの、男女共同参画の推進に関する施策又は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を処理するために、必要

な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 町は、性別による差別的取り扱いや、その他、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の救済を図るために、必要な措置を速やかに講じなければならない。

### (男女共同参画の推進状況等の公表)

第16条 町長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

## 第3章 男女共同参画審議会

### (男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画を円滑に推進するため、南部町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査、審議する。
- 3 審議会は、委員10人以内をもて組織する。
- 4 前項の委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 町民
  - (2) 関係団体が推薦する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他町長が適当と認める者
- 6 町長は、前項第3号に掲げる委員の選任にあたっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 審議会に会長及び副会長を置く。
- 9 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 10 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 11 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 12 審議会の会議は、会長が招集する。
- 13 会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

## 第4章 補則

### (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 南部町・南部町男女共同参画推進委員会